

# 四半期報告書

(第63期第2四半期)

自 平成29年4月1日

至 平成29年6月30日

株式会社アサツー ディ・ケイ

(E04808)

第63期第2四半期（自平成29年4月1日 至平成29年6月30日）

# 四 半 期 報 告 書

- 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 アサツー ディ・ケイ

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
第2 【事業の状況】 .....	4
1 【事業等のリスク】 .....	4
2 【経営上の重要な契約等】 .....	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	4
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	11
第4 【経理の状況】 .....	12
1 【四半期連結財務諸表】 .....	13
2 【その他】 .....	29
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	30

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年8月10日
【四半期会計期間】	第63期第2四半期(自平成29年4月1日至平成29年6月30日)
【会社名】	株式会社アサツデー・ケイ
【英訳名】	ASATSU-DK INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 植野伸一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	03 (6830) 3867
【事務連絡者氏名】	経理局長 清水治行
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
【電話番号】	03 (6830) 3867
【事務連絡者氏名】	経理局長 清水治行
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第62期 第2四半期 連結累計期間	第63期 第2四半期 連結累計期間	第62期
会計期間	自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日
売上高 (百万円)	174,092	172,023	352,671
経常利益 (百万円)	5,555	5,803	8,688
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 (百万円)	1,010	4,296	2,376
四半期包括利益 又は包括利益 (百万円)	△14,438	△190	△747
純資産額 (百万円)	99,957	108,033	113,225
総資産額 (百万円)	193,059	210,034	227,260
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	24.22	103.77	56.96
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	24.22	103.52	56.93
自己資本比率 (%)	51.1	50.8	49.1
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,011	1,985	11,637
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	828	570	△4,475
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△11,152	△5,239	△11,912
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	20,318	18,501	21,027

回次	第62期 第2四半期 連結会計期間	第63期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日
1株当たり 四半期純利益金額 (円)	22.99	67.62

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社および当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社の異動については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項 連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更」に記載のとおりであります。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）における我が国経済は、政府および日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に企業収益が堅調に推移するなど、緩やかな改善傾向となりました。一方で、個人消費については、雇用環境の改善がみられるものの、実質賃金の伸び悩み等の影響により力強さを欠いております。また、英国のEU離脱問題、さらには米国新政権の政策運営など、世界の政治経済の先行きは不透明な状況が継続しております。

広告業界においては、経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」によると、平成28年の広告業における売上高累計実績は、前年比で2.9%増となりました。また、平成29年においても、5月までの累計実績は前年同期を上回るなど、概ね順調に推移しています。

このような環境の中、当社グループは消費者にメッセージを伝えるだけでなく、具体的に消費者を動かし、クライアントのビジネス成果に貢献する「コンシューマー・アクティベーション・カンパニー」への転換を目指す「VISION 2020」を掲げ、成長に向けた基盤構築や収益力改善のための構造改革を推し進めております。当第2四半期連結累計期間においては、当社メディア部門で、期初の組織再編を通じて今まで以上にクライアントへ効果的なソリューション提供が可能な体制を構築しました。また、中国広告市場の環境変化に対応すべく、デジタル事業の推進に向けた新たな体制・基盤の整備を開始するなど、グループ全体で人材の再配置や事業ポートフォリオの最適化に努めました。

国内では、主に当社においてマーケティング・プロモーション、制作案件などが減少したことにより、全体として減収となりました。また、原価管理の徹底やグループ内製化などの収益性改善施策の継続、ならびに制作子会社やデジタル子会社が堅調に推移したものの、当社における販管費の増加や広告子会社およびコンテンツ子会社の弱含みにより、国内全体で減益となりました。

海外では、アジア子会社の堅調な推移に加え、構造改革を通じた中国圏子会社および欧米子会社の営業黒字転換により、海外全体で増収増益となりました。なお、当社グループの海外売上高は、当第2四半期連結累計期間における売上高の7.4%（前年同期は7.4%）となりました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における連結売上高は1,720億23百万円（前年同期比1.2%減）、売上総利益は263億59百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は37億10百万円（前年同期比3.8%減）となりました。

一方で、受取配当金などの営業外収益が増加したこと、および前年同期に発生した特別損失が一巡したことにより、経常利益は58億3百万円（前年同期比4.5%増）、税金等調整前四半期純利益は62億83百万円（前年同期比80.3%増）、親会社株主に帰属する四半期純利益は42億96百万円（前年同期比325.1%増）となりました。

なお、グループの中核である当社単体の売上高は1,546億15百万円（前年同期比1.1%減）、売上総利益は194億30百万円（前年同期比3.3%増）、営業利益は34億14百万円（前年同期比0.2%減）となりました。

デジタルメディア広告やテレビ広告を中心に、メディアの取扱高が伸長した一方で、前年同期に堅調だったマーケティング・プロモーションや制作が減少したことにより、減収となりました。また収益管理体制の継続により売上総利益率の改善が続いたものの、支払手数料などの販売費及び一般管理費が増加した結果、減益となりました。

業種別売上高では、情報・通信、外食・各種サービス、趣味・スポーツ用品、食品、家電・AV機器などの業種の広告主からの出稿が増加した一方で、自動車・関連品、薬品・医療用品、官公庁・団体、教育・医療サービス・宗教、飲料・嗜好品などの業種の広告主からの出稿が減少しました。

当社単体の業種別の売上高、その構成比と前年同期増減率は以下のとおりであります。

業種別売上高	当期売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)
エネルギー・素材・機械	1,876	1.2	14.5
食品	17,440	11.3	7.8
飲料・嗜好品	9,480	6.1	△8.8
薬品・医療用品	7,119	4.6	△19.9
化粧品・トイレタリー	14,052	9.1	△3.1
ファッション・アクセサリー	6,190	4.0	△1.8
精密機器・事務用品	1,354	0.9	△24.7
家電・AV機器	1,576	1.0	27.8
自動車・関連品	6,457	4.2	△36.0
家庭用品	574	0.4	26.2
趣味・スポーツ用品	11,007	7.1	13.7
不動産・住宅設備	5,464	3.5	△3.2
出版	1,218	0.8	△11.4
情報・通信	18,818	12.2	13.9
流通・小売	12,708	8.2	1.6
金融・保険	13,070	8.5	△1.1
交通・レジャー	4,552	2.9	△3.8
外食・各種サービス	6,827	4.4	40.1
官公庁・団体	4,445	2.9	△26.3
教育・医療サービス・宗教	2,761	1.8	△26.6
案内・その他	7,617	4.9	18.2
合計	154,615	100.0	△1.1

区分別売上高では、テレビ広告、デジタルメディア広告、OOHメディア広告の区分において前年同期比で増収となった一方で、マーケティング・プロモーション、制作、ラジオ広告、雑誌広告、新聞広告、その他の区分において前年同期比で減収となりました。

当社単体の区分別の売上高、その構成比と前年同期増減率は以下のとおりであります。

区分別売上高 (注)		当期売上高 (百万円)	構成比 (%)	前年同期比 (%)	主要な増減業種 (上段：増加業種、下段：減少業種)
メディア	雑誌広告	5,485	3.5	△4.7	趣味・スポーツ用品、外食・各種サービス、食品 ファッション・アクセサリ、化粧品・トイレタリー、金融・保険
	新聞広告	9,616	6.2	△1.8	流通・小売、自動車・関連品、情報・通信 官公庁・団体、食品、精密機器・事務用品
	テレビ広告	77,316	50.0	4.4	外食・各種サービス、情報・通信、趣味・スポーツ用品 薬品・医療用品、自動車・関連品、教育・医療サービス・宗教
	うち、タイム	27,616	17.9	5.1	金融・保険、趣味・スポーツ用品、食品 化粧品・トイレタリー、自動車・関連品、流通・小売
	うち、スポット	40,801	26.4	0.8	外食・各種サービス、情報・通信、流通・小売 薬品・医療用品、自動車・関連品、官公庁・団体
	うち、コンテンツ	8,897	5.8	22.4	食品、家電・AV機器、金融・保険 ファッション・アクセサリ、教育・医療サービス・宗教、精密機器・事務用品
	ラジオ広告	1,479	1.0	△15.9	エネルギー・素材・機械、流通・小売、飲料・嗜好品 情報・通信、金融・保険、不動産・住宅設備
	デジタルメディア広告	12,449	8.1	24.3	情報・通信、食品、ファッション・アクセサリ 自動車・関連品、教育・医療サービス・宗教、外食・各種サービス
	OOHメディア広告	5,491	3.6	0.8	食品、趣味・スポーツ用品、情報・通信 流通・小売、飲料・嗜好品、教育・医療サービス・宗教
	小計	111,839	72.3	4.7	情報・通信、食品、外食・各種サービス 薬品・医療用品、自動車・関連品、教育・医療サービス・宗教
メディア以外	マーケティング・プロモーション	24,344	15.7	△17.8	外食・各種サービス、情報・通信、趣味・スポーツ用品 自動車・関連品、官公庁・団体、飲料・嗜好品
	制作	17,236	11.1	△7.6	食品、外食・各種サービス、ファッション・アクセサリ 流通・小売、薬品・医療用品、化粧品・トイレタリー
	その他	1,194	0.8	△0.3	外食・各種サービス、情報・通信、化粧品・トイレタリー エネルギー・素材・機械、自動車・関連品、家電・AV機器
	小計	42,775	27.7	△13.5	外食・各種サービス、情報・通信、ファッション・アクセサリ 自動車・関連品、官公庁・団体、飲料・嗜好品
合計	154,615	100.0	△1.1	情報・通信、外食・各種サービス、趣味・スポーツ用品 自動車・関連品、薬品・医療用品、官公庁・団体	

- (注) 1 広告市場の成熟化やメディア環境の多角化に伴い、当社は広告主に統合的ソリューションを提供しており、区分別の売上高を厳密に分別することが困難な場合があります。従って、上記の区分別売上高は、厳密に各区分の売上高を反映していないことがあります。
- 2 コンテンツには、アニメコンテンツ、文化スポーツマーケティングなどが含まれます。
- 3 デジタルメディアには、インターネット、モバイル関連メディアなどが含まれます。(WEBサイト制作・システム開発などデジタルソリューションは「マーケティング・プロモーション」に含まれます)
- 4 OOH (アウト・オブ・ホーム) メディアには、交通広告、屋外広告、折込広告などが含まれます。
- 5 マーケティング・プロモーションには、マーケティング、コミュニケーション・プランニング、プロモーション、イベント、PR、博覧会事業、デジタルソリューションなどが含まれます。

## (2) 財政状態の分析

前連結会計年度末（平成28年12月31日）と比較した当第2四半期連結会計期間末の財政状態は以下のとおりです。

資産合計は、主に売上債権回収に伴う受取手形及び売掛金の減少、および時価下落に伴う投資有価証券の減少などにより、前連結会計年度末に比べ172億25百万円減少の2,100億34百万円となりました。負債合計は、主に支払手形及び買掛金の減少などにより、前連結会計年度末に比べ120億33百万円減少の1,020億1百万円となりました。純資産合計は1,080億33百万円、非支配株主持分および新株予約権を除いた自己資本比率は50.8%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、主として営業活動および投資活動による収入が財務活動による支出を下回ったため、前連結会計年度末より18億16百万円減少し、185億1百万円（前年同期は203億18百万円）でありました。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、仕入債務が76億46百万円減少した一方で、売上債権が96億10百万円減少したことなどにより、19億85百万円の収入超（前年同期は60億11百万円の収入超）でありました。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金の預入による支出が13億13百万円であった一方で、定期預金の払戻による収入が12億52百万円、投資有価証券の売却による収入が6億46百万円あったことなどにより、5億70百万円の収入超（前年同期は8億28百万円の収入超）でありました。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払が37億55百万円、自己株式の取得による支出が10億2百万円あったことなどにより、52億39百万円の支出超（前年同期は111億52百万円の支出超）でありました。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上および財務上の対処すべき課題に重要な変更および新たに生じた課題はありません。

なお、当社は「株式会社の支配に関する基本方針」を定めており、その内容は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、究極的には株主の皆様のご判断に委ねられるものと考えております。

当社は、資本効率の改善や株主の皆様への種々の利益還元施策の実施に加え、「全員経営」の理念のもとに全社をあげて広告業としての競争力を高めることにより、企業価値・株主共同の利益の最大化に取り組んでまいりました。また「ピープルビジネス」といわれる広告業では役員と従業員の一体感・運命共同体的意識こそが競争力の源泉であり、不適切な買収によりこれが損なわれるときは、企業価値・株主共同の利益が毀損されるとともに、買収者の目的は達成されないことになると認識しております。

このように企業価値を高め株主に報いることによって株主のサポートを得ることが、不適切な買収に対抗する最大の防衛策であると考え、当社は現在のところ、具体的な買収防衛策を導入しておりません。

他方、当社株式の大量買付行為や買収提案があった場合には、取締役会は、株主の皆様から経営の負託を受けている者の責務として、社外専門家の意見を尊重しながら、当該買付が企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響について評価し、自らの見解を表明するほか、当該買付者と交渉を行い、株主の皆様が当該買付に応じるか否かを適切に判断するために必要な情報の提供と時間の確保に全力を尽くす所存です。

更に、当該買付者が必要な情報を提供しない場合やその提案内容が企業価値・株主共同の利益を毀損するおそれがあると判断した場合には、その時点において採り得る実効的で、かつ株主の皆様を受け入れられる合理的対抗措置を講じる予定です。

なお、具体的な買収防衛策を予め導入しておくことについては、今後の経済環境、資本市場、法令の動向等を鑑みて、慎重に検討を進めることといたします。

#### (5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが支出した研究開発費の総額は1億7百万円でありました。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	206,000,000
計	206,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成29年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成29年8月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	41,755,400	41,755,400	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	41,755,400	41,755,400	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年4月14日 (注)	△400,000	41,755,400	—	37,581	—	7,839

(注) 自己株式の消却による減少であります。

## (6) 【大株主の状況】

平成29年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ダブリューピーピー インターナショナル ホールディング ビーヴィ (常任代理人 大和証券株式会社)	LAAN OP ZUID 167 3072 DB ROTTERDAM THE NETHERLANDS (東京都千代田区丸の内1-9-1)	10,331	24.74
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	3,118	7.46
ノーザン トラスト カンパニー エイブイ エフシー リ ユーエス タックス エグゼ ンプテド ペンション ファンズ (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,852	4.43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	1,237	2.96
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイ エフシー) アカウント ノン トリーティ ー (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,100	2.63
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カス トディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3-11-1)	1,068	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	1,048	2.51
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10 (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	RUE MONTOYERSTRAAT 46, 1000 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	886	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱商事株式会社口)	東京都港区浜松町2-11-3	765	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	626	1.50
計	—	22,033	52.76

(注) 1 上記の所有株式のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,237 千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,048 千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・三菱商事株式会社口)	765 千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	626 千株

- 2 シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピーから、平成29年4月6日付の大量保有報告書(変更報告書)により、同年4月4日現在同社が7,168,100株(発行済株式総数の17.00%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期末現在における保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成29年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 366,100	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 41,299,000	412,990	—
単元未満株式	普通株式 90,300	—	—
発行済株式総数	41,755,400	—	—
総株主の議決権	—	412,990	—

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が20株含まれております。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が21株含まれております。

② 【自己株式等】

平成29年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社アサツー ディ・ケイ	東京都港区 虎ノ門1-23-1	366,100	—	366,100	0.87
計	—	366,100	—	366,100	0.87

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年6月30日まで）および第2四半期連結累計期間（平成29年1月1日から平成29年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	19,042	16,907
受取手形及び売掛金	※3 81,712	72,414
有価証券	3,678	3,369
たな卸資産	※1 5,319	※1 5,470
その他	4,467	6,439
貸倒引当金	△1,103	△716
流動資産合計	113,118	103,885
固定資産		
有形固定資産	3,773	3,437
無形固定資産		
のれん	7,538	7,179
その他	2,580	2,554
無形固定資産合計	10,118	9,733
投資その他の資産		
投資有価証券	95,313	88,283
その他	5,687	5,621
貸倒引当金	△751	△927
投資その他の資産合計	100,250	92,977
固定資産合計	114,142	106,149
資産合計	227,260	210,034

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 75,688	68,200
短期借入金	459	393
1年内返済予定の長期借入金	1,553	1,506
未払法人税等	2,273	1,907
賞与引当金	2,343	1,031
その他	9,299	8,547
流動負債合計	91,618	81,586
固定負債		
長期借入金	60	60
引当金	35	30
退職給付に係る負債	510	534
その他	21,810	19,788
固定負債合計	22,416	20,415
負債合計	114,034	102,001
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	37,581	37,581
資本剰余金	11,977	10,822
利益剰余金	16,260	16,786
自己株式	△1,205	△1,055
株主資本合計	64,613	64,134
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	45,344	40,900
繰延ヘッジ損益	20	—
為替換算調整勘定	1,155	1,194
退職給付に係る調整累計額	471	466
その他の包括利益累計額合計	46,992	42,561
新株予約権	24	150
非支配株主持分	1,595	1,187
純資産合計	113,225	108,033
負債純資産合計	227,260	210,034

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
売上高	174,092	172,023
売上原価	148,419	145,664
売上総利益	25,672	26,359
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	11,244	11,319
賞与引当金繰入額	982	969
貸倒引当金繰入額	△9	△80
その他	9,597	10,440
販売費及び一般管理費合計	21,814	22,648
営業利益	3,857	3,710
営業外収益		
受取利息	57	54
受取配当金	1,522	1,931
持分法による投資利益	87	94
その他	201	155
営業外収益合計	1,867	2,235
営業外費用		
支払利息	6	32
為替差損	105	60
その他	56	49
営業外費用合計	169	141
経常利益	5,555	5,803
特別利益		
固定資産売却益	99	226
投資有価証券売却益	5	46
受取和解金	—	250
その他	13	6
特別利益合計	119	529
特別損失		
事業整理損	1,994	—
投資有価証券評価損	61	22
その他	134	28
特別損失合計	2,190	50
税金等調整前四半期純利益	3,484	6,283
法人税等	2,423	2,043
四半期純利益	1,060	4,239
非支配株主に帰属する四半期純利益又は非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	49	△57
親会社株主に帰属する四半期純利益	1,010	4,296

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
四半期純利益	1,060	4,239
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△13,721	△4,444
繰延ヘッジ損益	△42	△20
為替換算調整勘定	△1,717	42
退職給付に係る調整額	17	△4
持分法適用会社に対する持分相当額	△35	△3
その他の包括利益合計	△15,498	△4,430
四半期包括利益	△14,438	△190
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△14,385	△134
非支配株主に係る四半期包括利益	△52	△56

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	3,484	6,283
減価償却費	733	646
のれん償却額	59	358
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△22	△209
賞与引当金の増減額(△は減少)	717	△1,313
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△3	△38
返品調整引当金の増減額(△は減少)	△84	—
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	△4	23
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	0	△37
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△34	—
受取利息及び受取配当金	△1,579	△1,986
支払利息	6	32
為替差損益(△は益)	17	40
持分法による投資損益(△は益)	△87	△94
固定資産除売却損益(△は益)	△82	△221
投資有価証券売却損益(△は益)	△1	△46
投資有価証券評価損益(△は益)	61	22
受取和解金	—	△250
事業整理損	1,994	—
売上債権の増減額(△は増加)	11,182	9,610
たな卸資産の増減額(△は増加)	67	△151
仕入債務の増減額(△は減少)	△6,823	△7,646
未収入金の増減額(△は増加)	△89	△116
未払金の増減額(△は減少)	△603	△1,235
その他	△934	136
小計	7,974	3,807
利息及び配当金の受取額	227	358
利息の支払額	△8	△24
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△2,146	△2,480
和解金の受取額	—	250
その他	△36	73
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,011	1,985

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△1,104	△1,313
定期預金の払戻による収入	1,128	1,252
有形固定資産の取得による支出	△290	△189
有形固定資産の売却による収入	116	303
無形固定資産の取得による支出	△197	△314
投資有価証券の取得による支出	△32	△124
投資有価証券の売却による収入	54	646
貸付けによる支出	△250	△331
貸付金の回収による収入	130	310
保険掛金の純増減額 (△は支出)	101	10
差入保証金の差入による支出	△170	△62
差入保証金の回収による収入	154	280
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による支出	△71	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 売却による収入	1,266	—
その他	△7	101
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>828</b>	<b>570</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	10	△64
長期借入金の返済による支出	—	△47
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	—	△229
自己株式の取得による支出	△1,001	△1,002
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	△10,013	△3,755
非支配株主への配当金の支払額	△75	△125
その他	△72	△16
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△11,152</b>	<b>△5,239</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,450	17
<b>現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)</b>	<b>△5,762</b>	<b>△2,666</b>
現金及び現金同等物の期首残高	25,924	21,027
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	136	140
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の 増加額	20	—
<b>現金及び現金同等物の四半期末残高</b>	<b>※1 20,318</b>	<b>※1 18,501</b>

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
連結範囲の重要な変更 第1四半期連結会計期間より、重要性が増した㈱アブソルートワンを連結の範囲に含めております。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
(税金費用の計算) 税金費用の計算にあたっては、当連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

(追加情報)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日)
「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期連結会計期間から適用しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 たな卸資産の内訳

当社グループのたな卸資産は、主として広告物の制作等に係る進行中業務の費用や諸権利など、広告関連業務に附随する多種多様なものが含まれており、適切に区分することが困難であるため、一括して表示しております。

2 偶発債務

(1) 保証債務

次のとおり債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)	
グループエム・ジャパン(株)	買掛金	159百万円	買掛金	104百万円

(2) 敷金の流動化に伴う買戻し義務

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)	
		1,184百万円		1,184百万円

※3 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)		当第2四半期連結会計期間 (平成29年6月30日)	
受取手形		499百万円		－百万円
支払手形		911百万円		－百万円

(四半期連結損益計算書関係)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)		当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)	
現金及び預金勘定		19,091百万円		16,907百万円
有価証券勘定		2,820百万円		3,369百万円
小計		21,911百万円		20,276百万円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金		△1,593百万円		△1,774百万円
現金及び現金同等物		20,318百万円		18,501百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成28年1月1日至平成28年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年2月23日 取締役会	普通株式	10,013	238.00	平成27年12月31日	平成28年3月23日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当23円00銭、特別配当215円00銭であります。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成28年8月12日 取締役会	普通株式	417	10.00	平成28年6月30日	平成28年9月13日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成29年1月1日至平成29年6月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年2月20日 取締役会	普通株式	3,755	90.00	平成28年12月31日	平成29年3月22日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当30円00銭、記念配当60円00銭であります。

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日  
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成29年8月10日 取締役会	普通株式	413	10.00	平成29年6月30日	平成29年9月13日	利益剰余金

3 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

前第2四半期連結累計期間（自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日）

当社グループにおける報告セグメントは広告業のみであり、開示情報として重要性が乏しいためセグメント情報の開示は省略しております。

当第2四半期連結累計期間（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

当社グループにおける報告セグメントは広告業のみであり、開示情報として重要性が乏しいためセグメント情報の開示は省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自平成28年1月1日 至平成28年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成29年1月1日 至平成29年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	24円22銭	103円77銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,010	4,296
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(百万円)	1,010	4,296
普通株式の期中平均株式数(株)	41,730,304	41,409,147
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	24円22銭	103円52銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	13,294	98,476
(うち新株予約権)(株)	(13,294)	(98,476)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

取締役に対する株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の発行

当社は、平成29年8月10日開催の取締役会において、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより業績向上と株価上昇に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、業務を執行する取締役4名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

1 新株予約権の名称

株式会社アサツー ディ・ケイ 第10回新株予約権

2 新株予約権の総数

231個

3 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が当社普通株式につき、株式分割（株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力の発生日）以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

5 新株予約権を行使することができる期間

平成32年8月31日から平成39年8月30日までとする。

6 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り（権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

7 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 9 新株予約権の取得に関する事項

以下の議案につき当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (6) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案
- (7) 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

## 10 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記7に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項  
上記9に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。

- 11 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
- 12 新株予約権の払込金額の算定方法  
新株予約権1個当たりの払込金額(発行価額)は、本新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定された本新株予約権の公正価額と同額とする。なお、当社は新株予約権者に対して、新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給し、新株予約権者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する。
- 13 新株予約権の払込期日および割当日  
平成29年8月30日
- 14 新株予約権の割当てを受ける者およびその人数ならびに割当数  
当社取締役4名 231個

#### 執行役員に対する株式報酬型ストック・オプション(新株予約権)の発行

当社は、平成29年8月10日開催の取締役会において、株主の皆様と株価を通じたメリットやリスクを共有することにより業績向上と株価上昇に対する貢献意欲や士気を一層高めることを目的として、会社法第236条、第238条および第240条の規定に基づき、取締役を除く執行役員15名に対し、株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしました。

- 1 新株予約権の名称  
株式会社アサツー ディ・ケイ 第11回新株予約権
- 2 新株予約権の総数  
499個
- 3 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。  
なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$
  
調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときはその効力の発生日)以降、株式併合の場合は、その効力の発生日以降、これを適用する。また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合およびこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。
- 4 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
- 5 新株予約権を行使することができる期間  
平成32年8月31日から平成39年8月30日までとする。
- 6 新株予約権の行使の条件
  - (1) 新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役または執行役員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
  - (2) 新株予約権者が行使できる新株予約権の数は、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの株主総利回り(権利行使期間開始日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。))の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値から、新株予約権の割当日の属する月の直前3か月の各日(取引が成立しない日を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値を控除し、新株予約権の割当日以後権利行使期間開始日までの間における当社普通株式1株当たりの配当金の総額を加算した金額を、新株予約権の

割当日の属する月の直前3か月の各日（取引が成立しない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の終値平均値で除して算定した値）の結果に応じて、割当てを受けた新株予約権の数の0%から100%の範囲で段階的に変動するものとする。

7 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げる。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

9 新株予約権の取得に関する事項

以下の議案につき当社の株主総会で承認されたとき（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき）は、当社は取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(6) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合（当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。）承認の議案

(7) 特別支配株主による株式売渡請求承認の議案

10 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を次の定めに基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、次の定めに沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記5に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記5に定める新株予約権を行使できる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記7に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。
- (8) 新株予約権の取得に関する事項  
上記9に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
上記6に準じて決定する。
11. 新株予約権を行使した際に生じる1株に満たない端数の取決め  
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
12. 新株予約権の払込金額の算定方法  
新株予約権1個当たりの払込金額（発行価額）は、本新株予約権の割当日において一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションにより算定された本新株予約権の公正価額と同額とする。なお、当社は新株予約権者に対して、新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を支給し、新株予約権者は、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する当該報酬債権と払込金額の払込債務とを相殺する。
13. 新株予約権の払込期日および割当日  
平成29年8月30日
14. 新株予約権の割当てを受ける者およびその人数ならびに割当数  
当社執行役員15名 499個

## 2 【その他】

### (1) 配当に関する事項

平成29年8月10日開催の取締役会において、第63期事業年度の中間基準日にあたる平成29年6月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、次のとおり中間基準日（毎年6月30日）にかかる剰余金の配当を行うことを決議いたしました。

① 中間基準日にかかる配当金の総額	……………	413百万円
② 1株当たりの金額	……………	10円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	………	平成29年9月13日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 8 月10日

株式会社 アサツー ディ・ケイ  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	科	博	文	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	林		一	樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	金	野	広	義	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社 アサツー ディ・ケイの平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成29年4月1日から平成29年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社 アサツー ディ・ケイ及び連結子会社の平成29年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成29年8月10日
<b>【会社名】</b>	株式会社アサツーディ・ケイ
<b>【英訳名】</b>	ASATSU-DK INC.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	取締役社長 植野伸一
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役執行役員・CFO 石渡義崇
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区虎ノ門一丁目23番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長植野伸一および当社最高財務責任者石渡義崇は、当社の第63期第2四半期（自 平成29年4月1日 至 平成29年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

